

「工事請負契約における設計変更ガイドライン」新旧対照表

新	旧	備考
<p>8. 設計変更の流れ(契約書第 18 条の場合)</p> <p>① 図面、仕様書、金額を記載しない設計書(発注者が配布した場合に限る。)、補足説明書及び質問回答書が相互に一致しないこと ② 設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏があること ③ 設計図書の表示が明確でないこと ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたことなど</p> <p>【発注者】 事実を発見 受注者の立会いの上調査を実施【第 18 条第 2 項】 調査結果の取りまとめ 結果を書面により「通知」する【第 18 条第 3 項】 設計変更は予算の範囲内でその内容を明確にし、発注者の意思決定と受注者の意思確認をするため、変更協議書に必要な事項を記載して行う。 【大阪府請負契約変更事務処理要綱 第 3 条】 調査結果に基づき、必要な設計図書の訂正又は変更を行う【第 18 条第 4 項】 設計図書の訂正又は変更にもなう工期又は請負代金額の変更を行う【第 18 条第 5 項】 協議成立 変更契約を締結</p> <p>【受注者】 事実を発見 事実を発注者に「通知」し、その確認を「請求」する【第 18 条第 1 項】 意見 「通知」を受理 ※ 点線内は、他の条項による変更の場合も同様の流れとなる。</p> <p>受注者及び発注者は、「協議」により工期及び請負代金額を定める【第 23 条及び第 24 条】</p> <p>協議成立 変更契約を締結</p> <p>協議が整わない等により、当該契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合、大阪府建設工事紛争審議会のあっせん又は調停によりその解決を図る。(契約書第 55 条)</p> <p>【※1】また、上記によらず軽微な設計変更については「変更協議書」別紙様式 1 により確認の上、工事を進めることができる。(P8「11. 変更協議書」を参照)</p>	<p>8. 設計変更の流れ(契約書第 18 条の場合)</p> <p>① 図面、仕様書、金額を記載しない設計書(発注者が配布した場合に限る。)、補足説明書及び質問回答書が相互に一致しないこと ② 設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏があること ③ 設計図書の表示が明確でないこと ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたことなど</p> <p>【発注者】 事実を発見 受注者の立会いの上調査を実施【第 18 条第 2 項】 調査結果の取りまとめ 結果を書面により「通知」する【第 18 条第 3 項】 調査結果に基づき、必要な設計図書の訂正又は変更を行う【第 18 条第 4 項】 設計図書の訂正又は変更にもなう工期又は請負代金額の変更を行う【第 18 条第 5 項】 協議成立 変更契約を締結</p> <p>【受注者】 事実を発見 事実を発注者に「通知」し、その確認を「請求」する【第 18 条第 1 項】 意見 「通知」を受理 ※ 点線内は、他の条項による変更の場合も同様の流れとなる。</p> <p>受注者及び発注者は、「協議」により工期及び請負代金額を定める【第 23 条及び第 24 条】</p> <p>協議成立 変更契約を締結</p> <p>協議が整わない等により、当該契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合、大阪府建設工事紛争審議会のあっせん又は調停によりその解決を図る。(契約書第 55 条)</p> <p>【※1】また、上記によらず軽微な設計変更については「変更協議書」別紙様式 1 により確認の上、工事を進めることができる。(P8「11. 変更協議書」を参照)</p>	<p>【文言追加】</p>

「工事請負契約における設計変更ガイドライン」新旧対照表

新	旧	備考
<p>1 1. 変更協議書</p> <p>(1)設計変更が必要となった場合は、書面「変更協議書」(別紙様式1)に必要事項を記載し、双方確認の上、取り交わすものとする。また、工事の施工については、変更契約を締結後、施工するものとする。</p> <p>(2)ただし、軽微な設計変更については書面「変更協議書」(別紙様式1)により工事を施工させることができる。</p> <p>(3) 軽微な設計変更とは、設計変更により生じた請負代金の変更額の累計が当初の請負代金額の20%に相当する額(20%に相当する額が1000万円を超える場合は1000万円)以内の設計変更とする。</p>	<p>1 1. 変更協議書</p> <p>(1)設計変更事案のうち、軽微な設計変更については書面「変更協議書」(別紙様式1)により、工事を施工させることができる。</p> <p>(2) 軽微な設計変更とは、設計変更により生じた請負代金の変更額の累計が当初の請負代金額の20%に相当する額(20%に相当する額が1000万円を超える場合は1000万円)以内の設計変更とする。</p>	<p>【項追加】</p>